

苫小牧市リサイクルハウス設置事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集団回収団体の資源回収活動を活性化するとともに、一般廃棄物の減量及び資源物の有効活用を促進することを目的として、集団回収団体が資源物（再生利用可能な家庭から排出される古紙類、缶類、びん類、紙パック等をいう。）を一時的に保管する建築物（以下「リサイクルハウス」という。）を設置する事業に要する経費に対し、市が予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 リサイクルハウス設置事業に対する助成金の交付については、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する場合に対象とする。

- (1) 苫小牧市資源回収登録団体であって、2年以上継続して集団回収実績があること。
- (2) リサイクルハウスを設置するために必要な自己資金を有する団体であること。
- (3) リサイクルハウスの適切な維持管理及び対応等が5年以上継続的に可能な団体であること。
- (4) リサイクルハウスは、耐久性のある屋根及び壁のある床面積が2平方メートル以上の建築物であること。
- (5) リサイクルハウスを設置する土地の使用権原を有し、又は使用権原を取得することが確実な団体であること。
- (6) リサイクルハウスの設置場所、利用時間など、利用者の利便性が確保されること。
- (7) 集団資源回収の目的以外に使用しないこと。

(助成範囲及び助成額)

第3条 リサイクルハウス設置事業に係る助成金の交付額は、リサイクルハウスの設置に要する経費（用地の取得に要する経費は除く。）の10分の9以内とし、限度額は20万円とする。なお、助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成申請)

第4条 リサイクルハウス設置事業助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、リサイクルハウスの設置に着手する前に、リサイクルハウス設置事業助成認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 団体の規約等の写し
- (2) リサイクルハウスを設置する土地の使用権原を示す書類の写し
- (3) リサイクルハウスの設置予定地を示す位置案内図及び配置図
- (4) リサイクルハウスの規格書（図面又は写真添付）
- (5) リサイクルハウスの設置費の見積書又はその写し
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 資金計画書

(助成認定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条の規定に適合すると認めるときは、申請のあった団体に対してリサイクルハウス設置事業助成認定通知書（様式第3号）により通知するものとし、同条の規定に適合しないと認めるときは、リサイクルハウス設置事業助成不承認決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(リサイクルハウス設置届)

第6条 前条の規定によるリサイクルハウス設置事業助成認定通知を受けた団体は、リサイクルハウスの設置が完了し、当該リサイクルハウスの設置費の支払いをしたときは、その領収書の写し及び完成写真を添えて、リサイクルハウス設置届（様式第5号）及びリサイクルハウス設置事業助成金交付申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(助成金交付決定通知)

第7条 市長は、前条の規定によるリサイクルハウス設置届を受理したときは、その内容を確認のうえ、交付する助成金の額を決定し、申請団体に対して、リサイクルハウス設置事業助成金交付決定通知書（様式第7号）を交付するものとする。

(変更届)

第8条 前条の規定によるリサイクルハウス設置事業助成金交付決定通知を受けた団体が、リサイクルハウス設置後、設置に係る何らかの変更が生じたときは、リサイクルハウス設置事業変更届（様式第8号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(廃止届)

第9条 第7条の規定によるリサイクルハウス設置事業助成金交付決定通知を受けた団体が、リサイクルハウス設置後、リサイクルハウスの使用を廃止するに至る理由が生じたときは、リサイクルハウス設置事業廃止届（様式第9号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(助成金の交付取消及び返還)

第10条 市長は、助成金の交付決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに決定した助成金の交付を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申請又は届出により、不正に助成金の交付を受けたとき。
- (2) リサイクルハウス設置事業助成金交付決定通知を受けた後5年を経過するまでの間に、リサイクルハウスとしての使用を廃止したとき。
- (3) リサイクルハウスとしての利用が十分にされていないと認めるとき。
- (4) リサイクルハウスの維持管理が不十分であると認められるとき。
- (5) その他、この要綱の規定に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により助成金の全部又は一部の返還を求められた団体は、速やかに、その金額を市長に返還しなければならない。

(報告の徴収等)

第11条 市長は、助成金の交付申請又は助成金の交付について必要があると認めるときは、当該助成金の交付申請をし、又は助成金の交付を受けた団体に対して必要な報告を求め、又は調査をすることができるものし、当該団体はこれに応じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。